

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

市長が別に定める基準（平成16年北九州市告示第407号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の受入基準）

1 市の施設の受入基準

（1）一般廃棄物の受入基準

一般廃棄物を焼却工場、不燃粗大仮置場及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお、特別管理一般廃棄物は除く。

ア 焼却工場、不燃粗大仮置場

（ア）発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ）各工場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ）事業系一廃については、家庭系一廃の処理に支障のない量であること。

（エ）再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

イ 響灘西地区廃棄物処分場

（ア）発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ）処分場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ）有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

（エ）不燃性のものであること。

（オ）油分を含んでいないこと。

（2）産業廃棄物の受入基準

産業廃棄物のうち、一般廃棄物と一緒に焼却の可能な品目については、市が指定に基づき、中間処理施設で一般廃棄物と併せて処理できる。

この産業廃棄物を焼却工場及び不燃粗大仮置場及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお特別管理産業廃棄物は除く。

ア 焼却工場、不燃粗大仮置場

（ア）「令和3年北九州市告示第87号」で指定された品目であること。

（イ）発生場所が市内であること。

（ウ）一業者につき、焼却工場と不燃粗大仮置場をあわせて1月20t以下（北九州市告示による）であること。

（エ）各工場の搬入規格や条件を守ること。

(オ) 一般廃棄物の処理に支障のないよう、減量化・無害化・安全化等の処置がなされていること。

(カ) 搬入する前に、あらかじめ市長の許可を受けていること。(搬入協議)

(キ) 再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

イ 響灘西地区廃棄物処分場

(ア) 「響灘西地区廃棄物処分場に係る産業廃棄物の処理基準」に該当する品目及び個別的基準に該当していること。

(イ) 発生場所が市内であること。

(ウ) 処分場の搬入規格や条件を守ること。

(エ) 有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

(オ) 不燃性のものであること。

(カ) 油分を含んでいないこと。

2 工場ごとの搬入規格や条件

(1) 廃木材等の受入寸法（再使用又は再生利用が可能な廃木材を除く）

新門司工場	日明工場	不燃粗大仮置場	皇后崎工場
長さ 200cm 以下 直径 20cm 以下 幅 140cm 以下	長さ 70cm 以下 直径 10cm 以下 幅 25cm 以下	搬入不可	長さ 200cm 以下 直径 20cm 以下 幅 140cm 以下

ただし、生木については直径 10cm 以下

(2) 柔物類（カーペット・じゅうたん・畳・布団・ベッド・マットレス・毛布等）

日明工場	70cm 四方に切断すること。 畳は一業者につき、1日10枚まで。(1/4に切断すること。)
新門司・皇后崎工場	畳は一業者につき、1日10枚まで。
不燃粗大仮置場	搬入不可

(3) 生ごみ及び動植物性残渣

焼却工場	一業者につき、1日2t以下、1月20tまで。
不燃粗大仮置場	搬入不可

(4) 廃家電

家電リサイクル法の施行により、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）の廃家電四品目は不燃粗大仮置場及び焼却工場に搬入不可

不燃粗大仮置場	ガスレンジ ガスストーブ 電気ストーブ 電子レンジ ドライヤーなど。	1日10台まで
	※家庭用のみ搬入可、業務用電気器具は搬入不可	
焼却工場	搬入不可	

3 響灘西地区廃棄物処分場の搬入規格

種類	受入基準	備考
燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ・熱灼減量 15%以下に焼却したもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。 	
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・無機性汚泥（熱灼減量 15%以下のもの）。 ・含水率 85%以下に脱水したもの。 	
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ中空の状態でないようにし、かつ最大径 15cm 以下に破碎し、切断したもの。 	発泡スチロール等の飛散する恐れのあるものは不可
ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径 15cm 以下に破碎し、切断したもの。 	
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径が 30cm 以下に破碎し、切断したもの。 	
ガラスくず 及び陶磁器くず		
鋳さい		
がれき類		
ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・湿式集塵施設で捕集したばいじんは含水率 85%以下に脱水したもの。 ・その他のばいじんは、あらかじめ大気中飛散しないように必要な措置を講じたもの。 	
政令第 13 号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の前処理の方法により、安定化が確認されたもの。 	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの。
断熱材・保温材	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径 30cm 以下に破碎し、切断したもので、かつ、海水に浮遊しないよう措置を講じたもの。 	
廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径 30cm 以下に破碎し、切断したもので、かつ、紙類が付着していないもの。 	

4 受入できないもの

(1) 焼却工場

種 別	品 名
ボンベ類 (危険物)	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被覆電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶磁器くず、ガラス類
廃プラスチック類 (事業者から出たものに限る (産廃))	プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管
大型廃材	畳 (各工場の受入寸法以上のもの)、じゅうたん (各工場の受入寸法以上のもの)、布団 (各工場の受入寸法以上のもの)、ベッド、ソファー、大型金庫、ロール紙 (長さ 70cm・直径 10cm・幅 25cm 以上)
その他	医療廃棄物、市外ごみ、再使用又は再生利用が可能な紙くず・木くず

(2) 不燃粗大仮置場

種 別	品 名
ボンベ類 (危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料 (カセットボンベ)、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ (全て)、ボイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽 (ホーロー・鋼板製)、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン・クーラー等の室外機、ドラム缶、空き缶、パイプ類 (水道管・電線管等)、バッテリー、金属製家具類、金属くず (廃家電を除く)、農業機械類
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板
廃油薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石膏ボード、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP 製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール、プラスチック
大型廃材	木材、電線用ドラム、金庫、ピアノ、その他の大型で破碎不適な物

可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物（再使用又は再生利用が可能な紙くず・木くず等）
-----	--

5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて必要の都度、見直しを行い改定するものとする。

6 改定履歴

制定日 平成16年11月 1日

改定日1 令和 3年 4月 1日